

平成28年6月定例教育委員会 会議録

6月定例教育委員会を平成28年6月24日午後2時00分 市役所401会議室に招集する。

◆出席者

教育委員 委員長 紀藤統一 委員 村上恵美子 委員 高木浩行
委員 千葉桂子 委員 田中秀佳 委員 奥村康祐
教育長 奥村英俊

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監 武藤学校教育課長
勝村指導室長 上原文化スポーツ課長 中村歴史まちづくり課長
間宮子ども未来課長 三輪管理指導主事 小川指導主事
鈴木主任主査

記録者 市原尊光 田中直美

傍聴者 黒田和子 杉山名々子

◆次 第

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 委員長報告
- 4 教育長報告
- 5 付議事件の審議
 - 第4号 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則の一部改正について
 - 第5号 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について
 - 第6号 平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- 6 通信及び請願
- 7 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用許可に関する報告
 - (2) 6月議会について
 - (3) 秋季休業及び夏季休業の変更に向けて
 - (4) 総合教育会議について
 - (5) 犬山市食物アレルギー対応の手引きについて
 - (6) いじめ防止について
 - (7) 子ども・子育て会議委員の委嘱について
 - (8) 犬山市青少年センター連絡会議及び研修会の開催について
 - (9) 犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱について
 - (10) 7月・8月行事予定表について
- 8 自由討議
- 9 その他

◆議事内容

| | |
|-----------|--|
| 委員 長： | <p style="text-align: center;">開 会</p> <p>ただ今より6月定例教育委員会を開催します。 協議・連絡の(6)「いじめ防止について」は、個人情報に関わりま すので、非公開とさせていただきます、全ての案件が修了した後に行います。 予め、ご了承ください。</p> |
| 委員 長： | <p style="text-align: center;">前回会議録承認</p> <p>前回議事録の承認をお願いします。</p> |
| 委員 長： | <p style="text-align: center;">委員長 報告</p> <p>6月2日から始まった、学校訪問の前期分が終わりました。今年度か ら、校長との懇談の機会を設けていただいたので、直接学校の声が聞け るようになり、現場の状況がつかめるようになりました。後期の学校訪 問終了後、各委員の感想を聞く機会を設けたいと思っています。 6月19日には「文協まつり」が開催されました。会長あいさつの中 で、篠山市との文化交流を始めるとの話がありました。新しい一面が犬 山市に文化の風となって吹いてくるのではないかと感じました。教育委 員会としても支援していければと思っています。</p> |
| 教 育 長： | <p style="text-align: center;">教育長 報告</p> <p>5月19・20日に行われました「全国都市教育長協議会」に参加しま した。文科省の話の中での話題は学習指導要領の改訂です。完全実施が 小学校は平成32年度から、中学校が33年度からになります。主体的・ 能動的な学びを創っていくということが視点になっていきます。小学校 の英語教育は30年度からの先行実施。中学校では授業を英語で進める などが考えられています。もう一つは、道徳の教科化です。教科書検定 が入ってきます。平成30年に小学校、31年に中学校に現実的な話題に なってくると思います。 国の方向性として、「チームとしての学校」ということがあります。 特別支援教育の充実や外国人児童生徒等の支援、いじめ不登校の未然防 止等についての議論、家庭の経済事情に左右されない教育などについて どのようにチームとして行っていくかということです。 もう一つは小中一貫教育についてです。教育内容の質的・量的充実に ついてどう対応するかということです。子どもたちを含めて発達の早期 化、中一ギャップなどについてです。犬山の取り組みとしては、小中の 連携を深めていくということになると思います。 学校規模の適正化についても話題になっています。 以上が全国都市教育長会議の報告となります。 5月29日には子ども大学が、6月11日には市民総合大学が約830</p> |

| | |
|-----------|--|
| | 名の受講者があり、開講式が開催されました。また、6月18日には旧磯部邸の10周年記念コンサートが開催され盛況でした。 |
| | 第4号議案 |
| 委員長： | <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p> <p>第4号議案「犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例施行規則の一部改正」についてお願いします。</p> |
| 子ども未来課長： | これは、簡単に申し上げれば、保育料の改正に伴う条例の改正についてです。それに伴って、施行規則の一部改正が必要となります。 |
| 委員長： | 質問・意見を受けたと思います。 |
| 委員： | 分かりやすく言えば、どのようになりますか。 |
| 子ども未来課長： | 要保護者というのは、一人親家庭や障害者の家庭を言います。年収合計が360万円未満の家庭を低所得者としています。今までは、規則の別表の中で規定していましたが、すべて条例の中にうたうことになりました。したがって、申請をしなくてもよくなりました。税の情報は電算システムで取り込めますが、世帯状況については生活実態と住民登録が違うケースがあるので、住民情報だけは保護者から申告していただくこととなります。 |
| 委員： | 生活保護も受けないで頑張っていたという世帯で、受ければよかったといったことが問題になったことがありましたが、そういうことはなくなるということですか。 |
| 子ども未来課長： | 一人親家庭で申請をされないことで、減額をしないということはないと思います。 |
| 委員長： | 第三子の場合は無料化の申請をしないとだめですか。 |
| 子育て監： | あくまでも360万円という縛りで行うこととなります。 |
| 委員長： | 他になければ、承認に移ります。異議はありますか。 |
| 各委員： | 異議なし。 |
| 委員長： | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 |
| | 第5号議案 |
| 委員長： | それでは、第5号議案「犬山市公民館運営審議会委員の委嘱」についてお願いします。 |
| スポーツ文化課長： | 武内昭達氏の退職に伴い、その後任者を委嘱することになりましたのでよろしくお願いします。任期は前任者の残りの任期で、平成28年12月31日までとなります。 |

| | |
|-----------|--|
| 委員： | 新しい教育委員がおられますので、目的や活動内容について簡単に説明してください。 |
| スポーツ文化課長： | 年2回程度開催しています。その役割は、公民館館長の諮問に応じて、公民館事業の企画実施について調整審議を行っています。公民館で開催される講座等についても審議していただいております。 |
| 委員長： | 他に質問・意見はありませんか。 なければ、承認に移ります。異議はありませんか。 |
| 各委員： | 異議なし。 |
| 委員長： | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 |
| 委員長： | 第6号議案 それでは、第6号議案「平成28年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」についてお願いします。 |
| 学校教育課長： | 今回が初回になります。申請者は194名で内認定者が191名、認定児童生徒数としては283名、全児童生徒数に占める認定率は、4.5%です。昨年度とほぼ同様の状況です。 この制度については、認定者には年度末に継続申請を勧奨する文書を送ったり、広報等で啓発したりしています。今年度からは、全保護者に対して通知文書を配付しました。制度についての認知はかなりされてきているのではないかと考えています。 |
| 委員長： | 承認に移ります。異議はありませんか。 |
| 各委員： | 異議なし。 |
| 委員長： | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 |
| 委員長： | 通信及び請願 通信及び請願はありますか。 |
| 事務局： | ありません。 |
| 委員長： | 協議・連絡 協議・連絡に移ります。 最初に「後援名義使用許可に関する報告」についてお願いします。 |
| スポーツ文化課長： | 今回は17件の申請があり、内継続が11件、新規が6件でした。すでに終了しているものもあることをご承知ください。 新教育委員もありますので、「取扱要綱」等資料を付けてあります。 |
| 委 | 新規の申請の中で、企業が主催する事業と本市には直接関係が無いよ |

| | |
|---------|---|
| 員： | うな他県で行われる事業がありますが、許可する根拠は何でしょうか。 |
| 学校教育課長： | 「16 子ども自然体験活動」について説明します。開催地は福井県ではありますが、募集が小学生を対象とし、愛知県や岐阜県でも行われます。そして、福井へ出かけて体験活動をするということです。これとよく似た事業があり、継続して承認をしていただいております。したがって、同じような事業であると判断して許可していくこととしました。 もう一つの件です。これは企業の社会貢献活動の一環として行う事業です。費用等はすべて企業が負担するということです。過去から愛知県や名古屋市、一宮市でも行われており、今回、犬山市でも実施するということです。内容的にも問題はないと考え、許可する方向です。 |
| 委員： | 市内の各学校でも応募して欲しいと思います。また、先ほどの福井の事業ですが、2種類の金額があるのはどういうことですか。 |
| 学校教育課長： | 2つのコースがあり、二泊三日と、三泊四日になっています。 |
| 委員： | 以前にもお願いしたことです。保険に加入しているかどうかについては、許可する前に必ず確認して欲しいと思います。 |
| 委員： | 「犬山有志の会」が主催する事業がありますが、どんな会ですか。 |
| 学校教育課長： | 会則によると、犬山が大好きな子を育てることを目的とした会です。市長や市議会議員なども会員になっています。 |
| 委員長： | 了承ということによろしいですか。 |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員長： | この件は了承されました。 次に、「6月議会」についてお願いします。 |
| 教育部長： | 6月13日から16日まで4日間に渡って行われました。140項目の質問があり、その内、教育関係は39件で約3割にあたります。 各委員の質問にお答えしていきたいと思います。よろしく申し上げます。子ども未来課の関係については、子ども子育て監から説明します。 |
| 委員長： | 柴山議員から「旧来の教育体制」ということがあったようですが、「旧来」というのは、3学期制や副教本のことをいっているのですか。 |
| 教育部長： | 基本的にはその通りです。 |
| 委員長： | 子ども未来課の関係です。放課後児童クラブについて、有資格者と補助員という言葉が出ていたようですが、補助員の身分はどうなっていますか。 |
| 子育て監： | 無資格です。年齢制限もありません。ボランティアではありませんので、手当がついています。有資格者の補助員としての立場です。 |
| 委 | 楽田小学校に老人センターをとという要望について、余裕教室ができた |

| | |
|------------------------|---|
| 員： | ら考えるという答弁をされたようですが。 |
| 教 育 部 長： | 折角楽田小学校を建て替えますから、この機会に、老人福祉センターを加えて欲しいというのが議員の要望です。 あくまでも、子どもを中心にしなければなりませんので、老人福祉センターについては今のところやらないという考えです。 |
| 委 員： | 将来的にと言った答弁はしない方がよいと思います。放課後児童クラブや特別支援教室のほとんどは1階に設置されると思うのです。高齢者のためには、バリアフリーなど施設面での配慮が必要になってきます。これ以上、学校教育や子どもに関すること以外のことについて受け入れていくような方向については、考えた方がよいと思います。 市立図書館に関する事で、以前、アンケートや人数について取り組んでいるとのことでしたが、それとの関連は現在どのようになっていますか。また、図書館や市民文化会館等については、なかなか情報が出てきません。折に触れて情報提供をお願いします。 歴史的市街地の活性化については、名城大学や地域安全課が関わっているようですが、これらについて歴史まちづくり課が関係しているのかなのかを教えてください。 |
| ス ポ ー ツ 文 化 課 長： | 図書館についてです。図書館を利用している方の要望については、ある程度応えています。図書館の有効活用については、子どもの利用拡大等を考えながら、図書館審議会で検討していくことを考えています。 |
| 委 員： | 新規の利用者を発掘していかないと、図書館の活性化には繋がらないと思います。駅の近くというよい立地条件のよい所に図書館はありますので、これからは、時間延長などについても考えていただきたいと思います。また、学校へ図書館で不要となった本を配本されていますが、学校の要望に沿った配本をお願いします。 |
| ス ポ ー ツ 文 化 課 長： | 図書館の開館時間の延長については、今年度も計画しています。 |
| 委 員： | その結果については、報告してください。 |
| 歴 史 課 長： | 南城下町歴史的市街地の活性化については、市民活動の支援という立場で答弁しているので、地域安全課と産業課が行っています。 |
| 委 員 長： | この件は了承していただけますか。 |
| 各 委 員： | 結構です。 |
| 委 員 長： | この件は了承されました。 「秋季休業及び夏季休業の変更に向けて」についてお願いします。 |
| 学 校 教 育 主 幹： | このことについて、検討を進めている点について報告します。夏休みを8月31日までとし、秋休みの二日間は、授業日にするということで |

| | |
|---------|--|
| | す。実施の予定年度は平成 29 年度よりと考えています。 |
| 委員長： | 全学期制と考えれば、評価の回数の違いだけだと思えるようになりました。2 学期制と 3 学期制とは、さほど大きな違いは無いように思います。長い休みの前後には、式のようなことはありますか。 |
| 学校教育主幹： | どこの学校でも、集会を行っています。前期の終業式と後期の始業式は今までどおり行います。 |
| 委員： | 保護者や教職員等へのアンケート等によって、ある程度了承を得たと考えていいですか。 |
| 学校教育主幹： | そうです。 |
| 委員： | 保護者はいざ実施となると、意見が出てくる可能性があります。したがって、校長先生の対応についてきちんとしておいてください。管理規則等を含めて今後の予定はどうなりますか。 |
| 学校教育主幹： | 本日のことを踏まえて、8 月には議案として提出して行きます。そして、周知の上で平成 29 年度より実施する運びにしたいと考えています。 |
| 委員長： | この件は了承していただけますか。 |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員長： | 了承されました。次に、「総合教育会議」についてお願いします。 |
| 学校教育課長： | 先月 26 日に開催されました「第 1 回総合教育会議」において検討されました「犬山市教育委員会基本条例」について修正を加えて提出させていただきました。 |
| 委員： | 教育委員とか委員という表記がありますので、統一をお願いします。第 4 条の職務代理者は教育長の職務代理者ということですか。 |
| 学校教育課長： | その通りです。基本条例は新制度に移行してからのことを踏まえて作成しています。 |
| 委員： | 第 5 条では、学校や教育機関の他に福祉の部分についても含まれますね。また、公民館はどこになりますか。 |
| 学校教育課長： | その他の教育機関に公民館や図書館は含まれます。 |
| 委員： | 教職員の任免については、子ども未来園等の職員についてはどうなりますか。教員は内申に基づき行われますが、そうではないと思います。したがって、そのあたりは整理した方がよいと思います。 第 7 条第 1 項に「児童生徒の」とありますが教職員のことも考えると、それでいいのかどうか検討して欲しいと思います。また、第 4 項では「学びのまちづくりの推進」とあります。歴史まちづくりも学びのまちづくりでいいのかと思うので、検討してみてください。 事務局への要望です。教育委員への課題や情報の提供についてもどこ |

| | |
|--------------|--|
| | <p>かに加えて欲しいと思います。付則には、経過措置や教育委員の任期等についても表記をお願いします。</p> <p>また、修正箇所等については、期限を決めて事務局に報告していただいた方が効率的だと思います。</p> |
| 教 育 長 : | <p>教育委員からいろいろ意見をいただいてこれまでやってきました。第4条第2項が新教育委員会制度における重要なポイントです。教育長は市長の任命によって決まります。したがって、教育委員会における教育総合会議は教育長や事務局の動きに対するチェック機能の役割を持つこととなります。確実に中立性や公平性を保って動いているとなると、「市民目線」を踏まえたという文言を入れるかどうかについては考える必要があると思います。</p> |
| 委 員 長 : | <p>この件に関しては、検討していただくということをお願いします。</p> <p>では、次の「犬山市食物アレルギー対応の手引き」についてお願いします。</p> |
| 指 導 主 事 : | <p>文科省からアレルギーに関するマニュアルが出ました。その後、愛知県から昨年度末に同じようにマニュアルが出ました。</p> <p>本市では、学校現場から調理環境の違いによるアレルギー対応への必要性があるとのことで、市独自のマニュアルを作成することが必要ではないかということで、一昨年度から作成委員会を組織し、3年に渡り作成してきました。そして、平成29年度より運用する計画です。ただし、弾力的に運用することになると思います。</p> <p>なお、資料につきましては、鈴木主任主査より説明します。</p> |
| 委 員 : | <p>幼稚園・保育園についても同じように行っていますか。</p> |
| 子 育 て 監 : | <p>このマニュアルについては、これまで学校が中心となって進められてきました。幼保については、これからの検討課題とさせていただきたいと思います。おやつも含めて、生活がベースとなる保育園としてはどうしていくのか、また、私立もありますのでそれらも含めて検討していきたいと思います。</p> |
| 委 員 長 : | <p>現在、保育園ではどのように対応していますか。</p> |
| 子 育 て 監 : | <p>除去食も代替食も行っています。</p> |
| 委 員 長 : | <p>今後は、学校としては原則として除去食が基本となりますので、代替食はなくなります。保育園もそのような方向になりますか。</p> |
| 子 育 て 監 : | <p>その点も含めて考えていきたいと思います。</p> |
| 委 員 : | <p>資料の表について、その見方を説明してください。</p> |
| 学校教育 主査 : | <p>特定原材料がピンクで示した部分です。これについては、今後も学校給食において対応する予定の食品です。また、青で示したキウイについて</p> |

| | |
|---------|--|
| | ては、特定原材料に準ずるもので、今後対応を止めていく予定の食材です。キウイについては、新規発症の情報が多いものでもあり、対応をとめていく予定です。 |
| 委員： | バナナについてはなくなるのですか。 |
| 学校教育主査： | バナナは提供しますが、除去はしません。食べられない子については、今までは除去していましたが、除去はしないということになります。 |
| 委員長： | 本人が食べないということになりますね。 |
| 学校教育主査： | そうです。 |
| 委員： | 資料の終わりの方に、エピペンの使用について記載されていますが、必要な児童生徒は持ってきていると思いますが、学校にエピペンは置いてありますか。 |
| 指導主事： | 個人用としては置いてあります。学校としてのものはありません。 |
| 委員： | エピペンを使用していない子に何かあったら、救急車を要請するのですね。 |
| 指導主事： | その通りです。 |
| 委員長： | <p>保護者の教育が大切になってくると思います。幼稚園や保育園でよくあるのは、保護者が「食べさせたことが無いので分かりません」ということです。そうした時は、「保護者の責任のもとで食べさせてください」と、お願いすればよいと思います。</p> <p>今年から、医者 of 証明が必要になり、保護者から「除去していただかなくてもいいです。」といったことが増えてきたとも聞いています。また、「卵で医師の診断はアレルギー対応解除になったが、保護者の希望で除去継続中」という話もあります。保護者はそれでも心配しているのではないかと思います。こうした場合の対応も考えなければならないと思います。</p> |
| 教育主査： | さまざまなケースがあります。例えば、魚にしても種類によって違うことがあります。そうしたことも踏まえて、これまでもやってきましたが、保護者との連絡を密にしなければならないと思います。 |
| 委員： | 問題が起こってしまったとき、その責任の所在はどこになってしまうのでしょうか。 |
| 委員長： | <p>アレルギーのある子への指導や保護者への指導も必要かと思います。一方で、心配ならば保護者に「弁当にしてください」ということもできるのではないかと思います。</p> <p>まだ、乗り越えなければならない課題はたくさんあると思いますが、この形で進んでいるということでした承していただけますか。</p> |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員： | よろしく申し上げます。 |

| | |
|-----------|---|
| 長： | 続きます、「子ども・子育て会議委員の委嘱」についてお願いします。 |
| 子ども未来課長： | 「犬山市子ども・子育て会議条例」に基づいて委員を任命するものです。任期は平成28年5月1日より29年4月30日までです。本市では20名の方に委嘱します。会議の内容については資料をご覧ください。 |
| 委員長： | 質問・意見がなければ了承ということでよろしいですか。 |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員長： | よろしく申し上げます。 次の「犬山市青少年センター連絡会議及び研修会の開催」についてお願いします。 |
| 文化スポーツ課長： | 犬山市青少年センターは保護司・主任児童委員・学校の生徒指導に関わる先生・PTA会長などを中心に構成されています。青少年の健全育成のために活動する組織です。7月4日にその連絡会議及び研修会を開催する予定です。 |
| 委員： | 学校の管理職は参加していますか。また、研修会の資料がありましたら後ほどいただきたいと思います。 |
| 文化スポーツ課長： | 参加していません。また資料はお届けします。 |
| 委員長： | この件は了承ということでよろしいですか。 |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員長： | 了承されました。 続いて「犬山祭伝承保存委員会委員の委嘱」についてお願いします。 |
| 歴史課長： | この組織は、犬山祭の山車及び行事の保存修理に関する事項について調査審議し、構成に伝承していくことを目的にしています。任期は平成28年6月1日から平成30年5月31日までです。 |
| 委員長： | 了承していただけますか。 |
| 各委員： | 結構です。 |
| 委員長： | この件名は、了承されました。 最後に、「7月、8月の行事予定表」についてお願いします。 |
| 管理主事： | 7月には土日を利用して、中学校総体尾北支所大会が開催されます。9日は新体育館がオープンとなります。20日が授業終了し夏休みに入ります。8月29日までです。8月19日には市内教員の授業創造交流会及び市教研講演会が開催されます。8月30日より授業が再開されます。 |
| 委員長： | 質問がなければ了承していただきたいと思います。よろしく申し上げます。 以上で、協議・連絡を終わります。 |

| | |
|---------|--|
| | 自由討議 |
| 委員長： | 自由討議に移ります。何かありますか。なければ次に移ります。 |
| | その他 |
| 委員長： | 事務局、ありませんか。 |
| 学校教育課長： | ありません。 |
| 委員長： | これで公開部分については終わりにします。 最初にお願いしましたように、以後は、非公開で「いじめ防止にむけて」を行います。 |
| | 5件の事例が報告され、意見交換が行われた。以下にその内容についてまとめる。 ・小学校で起こったいじめについて、中学校へ行っても経過観察をした方がよい。 ・いじめの状況について、もう少し詳しく報告があれば対応もよりしやすくなる。 ・報告書の書式についても、項目だてたものにするとう分かりやすくなると思う。 |
| 委員長： | 閉会 以上をもちまして、6月定例教育委員会を終了させていただきます。 |

【次回開催】 定例教育委員会 7月19日(火) 9:30 401会議室